

正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平十七年―

武井紀子

一 はじめに

本稿は、本誌第三号（一九九九年三月）より継続している正倉院文書写経機関関係文書編年目録の第十一回目にあたる。本目録の作成に至った経緯やその目的については、第三号を参照していただきたい。

本号では天平十七年の写経事業について扱う。前年度の天平十六年については、既に編年目録が発表されており（本誌第十二号・北村安裕氏執筆）、あわせて参照していただきたい。

二 凡例

・ **文書番号**は原則として日付順に付した。
・ **文書番号**には階層性を持たせた。単体の文書が集合して継文をなす場合、その集合に文書番号を付し、各文書には枝番号を付した。ま

た、各文書が小集合を構成し、数個の小集合が集合するか、小集合にさらに文書が続くなどとして、より大きな集合を構成している場合には、最も大きい集合に文書番号を与え、小集合或いはそれに連続する各文書に枝番号を、各小集合内の各文書にはさらに枝番号を付した。

・ **文書名**の付け方については、その文書の作成目的が明確になるように心がけた。従って『大日本古文書』の文書名とは必ずしも一致しない。往来軸が付属する場合には、基本的にそれに基づいた。文書は、発信されることを前提とした文書（解や啓、もしくははその案文）と、発信されることを前提としない業務内容などの記録（校帳など）に大別されるが、後者の中には内容が断片的なものや、類型化が困難なものが含まれている。そのような文書には便宜的に「**注文**」という呼称を用いた。

・ **年月日**の項には、その文書の作成年月日（帳簿の場合は開始年月日）を記した。（ ）は推定。以下、すべての項目において、年号

の天平感宝は「感宝」、天平勝宝は「勝宝」と略記し、正月は「1」月、閏月は①のように示した。

・期間／作成の項には、作成年月日が特定できる文書には「作成」を、帳簿など複数の年月日にわたる場合や特定できない場合にはその記載対象の最終年月日を「〜」に続けて示した。なお、案文などは掲載年月日と作成年月日が同一とは限らないが、特に区別はせず、記載年月日をもって作成とした。

・写経事業の項には、主にその文書がどの写経事業に関する文書かを記した。特定の写経事業と関係しない文書については「―」で示した。なお、複数の写経事業に関わる継文の場合、関係する写経事業をもっとも大きい集合の本項に列記し、枝番号を付した各文書については省略したことがある。

・文書の機能・内容の項には、数段階の文書機能が明らかかな場合は、目録として採用した主たる機能のほかに、() にその旨を記したものがあ

・作成／発信↓受信の項には、文書の作成／保管主体、または文書の発信者／受信者を示した。また案文の場合には「写疏所(↓金光明寺造物所政所)」という形で、推定される正文の受信者を示した。

・大日古の項には、『大日本古文书』編年目録における所在を巻数・頁数によって示した(八五五は八巻五五頁を示す)。また『大日本古文书』に収録されていないものは、原則として「未収」とした。

・文書の所在の項では、以下の略号を用いた。S 正集、Z 続修、ZK 続修後集、ZB 続修別集、J 塵芥、ZZ 続々修、拾遺 国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』。断簡番号は、続々修を除き、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』(正集・塵芥)にしたが

い、続々修についてはマイクロフィルムの紙焼写真に示された紙数番号を()で示した。

・次の項には、当該文書が一時利用か二次利用かを示した。
・紙背・他の利用の項には、紙背の使用状況や、同一紙が当該文書以外の目的により利用されている場合の状況などを記した。利用のないものについては、空欄とした。

・備考の項には、上記以外の留意点を示した。往来軸の情報や、宮内庁書陵部正倉院事務所蔵『正倉院御物目録』『未修古文书目録』(以下、未修目録と略す)に基づく続々修の付箋に関する情報はここに示した。また、文書の集合体(継文・帳簿)の形式過程に関しても摘記するように努めたが、詳細な説明を要するものに関しては、「四 個別文書の検討」に譲った。

・今回続々修の整理の際に多用した未修目録については【飯田二〇〇一〜三】による翻刻を用いた。なお、未修目録については本誌八号掲載の編年目録の凡例(佐々田悠氏執筆)を参照されたい。

・金光明寺付属の写経機関は様々に呼称されるが、基本的に文書の表記に従い、それ以外は「写疏所」に統一した。

・本目録に含まれない天平十七年の内容を含む文書について、先行目録のある文書については、その目録の名称・番号に従った。天平十七年度写経事業に関連する主な文書は以下のとおりである。

〔写疏料筆墨納帳〕：天平十五年五月一日〜写疏料筆墨納帳(飯田目録〇一〇)

〔間紙充帳〕：天平十五年五月十二日〜間紙充帳(飯田目録〇一一)

〔写疏料筆墨充帳〕：天平十五年五月十八日〜写疏料筆墨充帳

(飯田目録〇一二)

〔律論疏集伝等本收納并返送帳〕：天平十五年五月一日～律論疏集伝等本收納并返送帳 (飯田目録〇一五)

〔間校帳〕：天平十五年五月～間校帳 (飯田目録〇一七)

〔常疏料紙収納帳〕：天平十五年八月二十一日～常疏料紙収納帳 (飯田目録〇三二)

〔雑書充裝潢等帳〕：天平十五年八月九日～雑書充裝潢等帳 (飯田目録〇三二)

〔常本充帳〕：天平十五年九月以前～常本充帳 (飯田目録〇三二)

〔常疏充裝潢等帳〕：天平十五年十月十日～常疏充裝潢等帳 (飯田目録〇四一)

〔写経所解案〕：天平十七年五月十一日写経所解案 (飯田目録〇五七—〇〇四)

〔常疏校帳〕：天平十五年十二月常疏校帳 (飯田目録〇五八)

〔以受筆墨写紙并更請帳〕：天平十六年六月十三日以受筆墨写紙并更請帳 (北村目録二七)

〔写疏用紙并料物申送文案〕：天平十七年五月十一日写疏用紙并料物申送文案 (北村目録三三—〇二)

〔写経論疏勘出手実帳〕：天平十六年九月二十七日写経論疏勘出手実帳 (北村目録三七)

〔常疏紙充帳〕：天平十六年十二月五日常疏紙充帳 (北村目録四七)

以上について本文中で言及する場合には、「」で文書名を記した。また、そのほかの前年度までに紀要に掲載された関連文書に言

及する場合、年月日、「文書名(該当目録とその中での番号)」を、目録未発表分の年次の文書を取りあげる場合は『大日本古文書』の巻数―頁数を記すこととした(例えば(十一—三二)など)。

三 写経事業の概観

1 天平十七年度の写経事業と写経機関

本年度も、前年度に引き続き五月一日経の書写が行われている。五月一日経の当初の目的であった開元釈教録に載る経典の網羅的書写は、底本の入手が困難なことにより方針転換され、天平十五年五月から釈教録に含まれない録外経・別生・章疏も含めた写経事業が展開された。そのため本年度の写経事業統括機関は、前年度同様、とくに写疏所と称される場合が多い。

前年度に始められた甲可宮での写経事業は十六年のうちに終了し【北村二〇〇八】、十七年度の写疏所での事業は、前年度から続く五月一日経書写と間写経書写が主に行われた。先写・後写一切経の開始前の時期であり、大々的な写経事業のちよど谷間の時期にあたる【渡辺一九八七a】。

本年度も引き続き辛国人成と阿刀酒主の二名が案主として活躍している。しかし、辛国人成は天平十七年八月に優婆塞として貢進されており、以降は人成に代わり志斐麻呂が案主を務めている。写経事業は彼らの元で常写・間写の別なく順次作業が進められ、本年度の手実(〇三)〔一七〕〔一八〕などからも、常写関係の文書と間写関係の文書が同一に管理され両者のあいだでの書写経典の融通がはかられていた様子もうかがわれる。

写疏所の上級機関としては、金光明寺造物所を想定する【若井一九八六、山下一九九九、北村二〇〇八】。本年度文書に金光明寺造物所政所官人として名が見えるのは、前年度と同様に市原王・田辺真人・高屋赤麻呂そして王国益である。

2 五月一日経(常疏)・問写

本年度の常写は、前年度に引き続き論疏が中心である。関係文書としては、料紙の収納(常疏料紙収納帳)・経師への料紙支給(常疏紙充帳)・前半期手実(〇三)・後半期手実(一七)(一八)・校正進行状況(常疏校帳)・装潢への回送(常疏充装潢等帳)・布施の申請(写経所解案)に加え、書写校正の完了した経疏が順次題書へ回された状況を記した題疏勘定帳(〇四)があげられる。

一方の問写事業に関しては、天平十七年五月までの問写充紙帳(問紙充帳)と五月以降の問写充紙帳(〇六)のほか、各経師の書写状況は(〇三)(一七)(一八)の手実にまとめられている。常疏問写が同一の案主のもので一括管理されていたことは先に述べたが、紙充帳や手実は一応常・問別々に作成し、布施申請の段階や金光明寺造物所の提出文書(およびその案文)作成の段階でまとめて管理されていたと考えられる。主な問写経としては、四分律抄三(六)卷・最勝王経頭文一卷・理趣経疏一卷・金剛三昧論記一部三卷、華嚴経疏一部二十卷、六卷抄一部六卷・金剛般若経一部一卷などをあげることができる。

3 難波之時御願大般若経

難波宮滞在中の聖武天皇の勅によって開始された書写事業。のちに難波之時御願大般若経と称され、問写経のひとつとして扱われている

(二三)など)。

この大般若経写経事業の開始時期については、福山敏男氏が天平十七年九月一日の聖武天皇勅(十一三二)によって発願された事を指摘しているが【福山一九三二】、天平十七年十一月十一日の市原王の令旨による書写を示す文書が存在することから(二三)、市原王を発願主とする見解もある【松平一九三三】。しかし書写に必要な物資の調達が発願後九月一日以降十一月十一日までに進められていること(一三)、天平二十年九月七日「造東大寺司解」(野尻目録〇七七)、また布施となるべき緇・綿の調達も行われていること(十一三〇五)などから、やはり、聖武天皇の九月一日勅により発願されたとする方が妥当であろう。

さらに、この事業の進捗状況について、榮原永遠男氏は以下のように指摘している【榮原一九八五】。聖武天皇の難波宮滞在中に発せられた天平十七年九月一日勅により大般若経一部六百卷の書写事業が開始されたが、その直後に聖武天皇が大病を患い(『続日本紀』天平十七年九月十七日勅に「朕頃者枕席不安、稍延旬日」とあり、大赦賑恤が行われている)、大般若経の書写事業も一時中断されていた。そのため正式な事業再開の前に物資調達などが進められたもの(天平十五年七月四日「雑物収納帳」(飯田目録〇二〇)など)、聖武の平城還幸後しばらく経った十一月十一日の市原王令旨において、写経所における実質的な事業が再開した。この市原王令旨と同日に「尼公宣」が発せられているが(二三)、これは中宮による書写事業再開の意向を伝えた尼公宣を受けて、市原王の令旨が出されたと理解できる。

この写経事業に関する文書は、作成後比較的早い段階で反故とされ、紙背が他の用途に用いられたために、あまり残らなかったと考えられ

る〔栄原一九八五〕。本年度には、〔一三〕大般若経料納紙帳、〔二〇〕大般若経校帳、〔二一〇一〕大般若経布施申請解案が残り、これらの帳簿によると、十二月二十五日には経生・校生に対する布施支給が済んでいる。しかし、実際の校正作業は十二月二十五日までに完了しなかったと考えられる（個別文書の検討を参照）。その後、十八年五月下旬頃から表紙・緒をつける作業が始まっており（二四―三二九、九―二〇七）、天平二十年九月二十日までに、この事業は完了したと考えられる（天平二十年九月七日「造東大寺司解」〔野尻目録〇七七〕）。

四 個別文書の検討

〔〇一〕経生である蜂田在人が正月～四月に書写した常疏本の用紙に関する記録。〔〇三―二二〕の蜂田在人手実案の記載に相当し、〔常疏紙充帳〕によれば天平十六年十二月二十日～二十四日（大般若経理趣分述讀）、天平十七年三月二十一日～二十七日（法華義疏）に充紙を受けていることがわかる。また、紙背は大島高人書写の法華義疏卷第二の校正手実であり（写経論疏勘出手実帳）、この校正に蜂田在人が関わっている。本文書は蜂田在人の名は見えないが、自身の書き損じの紙を校正手実として転用した可能性がある。

〔〇二〕天平十七年四月一日の各写経に用いる用紙の受け取り記録。内容は、〔常疏紙充帳〕から蜂田在人の書写分に関係するものと考えられる。本文書は、写経用紙（黄麻紙、墨界あり）の裏に書かれたもので、途中で書きやめている。その後、反故紙となって落書き（人物戯画と「大大論」の文字）されたものと考えられる。右端に

糊痕があるが、傷みが相当あることから、帳簿としてではなく一紙片として遺存していたか。

〔〇三〕天平十七年度前半期（正月一日から四月三十日まで）の作業内容を一つの帳簿にまとめたもの。各経師から提出される手実の形式と同様に、正月～四月までの書写経典と書写に使用した用紙数を記している（一〇一）～（二二六）。それに続けて裝潢・校生の常疏分作業内容を記し、間写の作業報告を書き加えている（二二七）。（一〇一）～（二二六）は各経師ごとに作業内容を列記しており一筆である。しかし経師名の下には巻数の合計が異筆で書き込まれており、経師の自署があるものもある。それに対し（二二七）の校生・裝潢部分は手実そのものの写しではなく、集計したものを記し、間写部分は常疏部分と同じ構造をとる。各経師から提出された手実を貼り継いだものではない点については、大平聡氏が、手実とは本来各月ごとに経師個人が事務担当者に提出したものであるが、前年・本年（天平十六・十七年）のこうした一筆にまとめられた文書も手実として認識されていたことを指摘している〔大平一九九八〕。氏によれば、充本帳などの帳簿から経師ごとの記録を事務担当者である案主があらかじめ作り、それに対して経師は巻数のチェックおよび自署をもって確認の印とすることで、従来の各経師提出型の手実と同様の役割を果たしていたと考えられる。また、見用数などに特化した記載方式から、案主の側で手実と布施申請解作成との手間を省いた事務処理がとられていた、と推測される。この時期、常疏と間写は同じ写疏所機関の案主のもとで管理されており、事務手続きの簡素化のために、常・間両者の数カ月分の作業内容をまとめたこのような帳簿が作成されたと考えられる。この手実案の

内容は、天平十七年五月十一日の〔写経所解案〕の記載内容に一致する。

〔〇四〕天平十五年から始まった常疏が天平十七年五月〳勝宝三年七月の間に一部の問写も交えて題書にまわされた状況を記録している。その後には布施の支給が終了すると、その旨の文言を書き込み、続けて次の記録を追い込みで書き込んでいる。往来軸は中倉二二―五〇に相当し、「勘題帳」(表)「勘題帖」(裏)とある。

〔〇五〕裝潢に必要な雑物の検納についての記載。『大日古』では二―四三九〳四四〇に同じ文書を載せ、「統々修第三十五帙第三卷背」所収とあるが、該当箇所には文書は存在しない。これは『大日古』二卷作成時に誤って収載されたと考えられる。付箋は「廿三」第十五帙第七卷」とあり、未修目録二四〇「合見検納雑物事」に相当する。

〔〇六〕問写のための経師ごとの充紙記録。天平十七年五月以前のものは天平十五年五月十二日〳「間紙充帳」にある。「一〇一」は、余白をとりながら経師の名前を列記し、そこに經典名と充紙状況を口座式に記していったものであるのに対し、天平十九年以降の「一〇二」の記載は、各写経事業ごとに経師への充紙状況を口座式に書き込んでいる。「一〇一」の継目裏書きには「志」とある。またZZ 37―9 (10)紙目には、付箋「廿三帙一卷」とあり、断定できないが未修目録四四二「受紙帳」に相当するか。またZZ 34―6 (3)紙目には付箋「十九ノ一」とあり、未修目録の三〇六「写経用充紙帳」に相当し、ZZ 34―6 (3)〳(25)が統々修成巻以前から張り継がれていた可能性が高いことを示している。

〔〇九〕記載内容は、古乎麻呂の六卷鈔第一卷・第三卷の見用紙につ

いての報告。『大日古』では、天平十七年の古乎麻呂の手実(二一七―二一九)と問写充紙帳(〇六一)の記載から天平十七年八月四日付けの文書であると判断している。六卷鈔の書写は、天平十七年八月〳九月にかけて行われており(二〇六一)、古乎麻呂に対してもこの時期に充紙されたと考えられる。

〔一〇〕(一〇)は(〇九)と同様、古乎麻呂書写の六卷鈔第一卷・第三卷についての記載と考えられる。また古乎麻呂書写の六卷鈔第一卷・第三卷は(二一〇)の紙背文書である天平十五年五月〳「間校帳」に見える。

〔一一〕金光明寺造物所で収納した銭を書き上げた文書。異筆の書き込みで帳簿と実際の収納銭とのチェックが行われ、「十七年八月廿五日納」など、収納の日付が書き込まれる。また、納入元としては、内裏や甲可寺、金光明寺などが見られる。本文は墨線で抹消されている。

〔一二〕「乙櫃」の常写・問写の經典と写経関係道具類の出納に関する帳簿断簡。写疏が完了した經典のほかに、他所から借用したもののついては、その借用先を記載している。「行信師所」「元興寺」などの名が見える。文書の作成は天平十七年九月二十六日だが、その後借用してきた六卷鈔の記載が追い込みで書かれている。

〔一三〕大般若経の料紙を図書寮から受納したことに関する文書。写疏所官人の自署の奥に金光明寺造物所の官人も自署を加えている。往来軸には「間紙納帳」(表裏同文)とある。付箋「四十ノ九」とあり、未修目録一〇〇九「間紙納帳」にあたる。

〔一四〕注陀羅尼経の書写事業に対する布施申請解案。端裏に「仏工等数申上事」「経師等布施文」とある。「廿二ノ三」の付箋があり、

未修目録の四三五「写経用品帳」に相当するか。

〔一五〕装潢の作業用紙数を書き留めた文書。打・界の枚数が〔一七—〇三—〇四〕と一致することから、治田石麻呂の装潢作業に関連する断簡であると考えられる。紙背は同年十二月九日の古乎万呂手実〔一七—〇一—〇九〕。

〔一六〕校生・装潢に対する布施申請解案。題疏の合計数三三二巻（一切経〈常疏〉三一〇巻、外写〈間写〉二二巻）が、天平十七年五月二十一日から同年十二月十日までに行われた題疏の数に一致する（〇四）。さらにこの題疏作業については、天平十七年十二月十五日の段階で「右件書料布施、申送已訖」とあるので、〔一六〕は天平十七年十二月十五日以前に出された写一切経所解の案であることがわかる。

〔一七〕天平十七年度後半期の手実関連の帳簿。〔一七〕の所在はZZ19—5とZ45④で、両者は接続する。このうちZZ19—5は現状で張り継がれているが、〈1〉紙目に付箋「廿九ノ七」、〈23〉紙目に付箋「廿九ノ六」があり、それぞれ未修目録の六六九「忍海広次写」、六八「尾張張人写経」に相当し、紙数も一致する。よって、ZZ19—5は続々修成巻以前には〈1〉紙〈22〉紙（一〇二）と〈23〉紙〈35〉紙（一〇二）（一〇三）の二つのまとまりに分かれていたと考えられる。

〔一〇二〕は、各経師からの常疏手実を貼り継いだものである。〔一〇一—〇二〕の端裏書に「十七年十二月手実」、〔一〇一—一八〕奥に「右経師等手実、並一切経内疏」とある。〔一〇二〕に含まれる常疏経師は、当該時期の常疏経師全員を網羅しておらず、十二月十日以降の手実については〔一八〕にまとめられていることか

ら、〔一〇二〕は十二月九日以前の手実を貼り継いだものであると考えられる。

〔一〇二〕は、〔一〇二—一〇〕奥に異筆で「右手実、間写」とあり、間写手実のまとまりである。また〔一〇二—〇三〕の端裏に「十七年十二月手実」とあることから、〔一〇二〕と同様に十二月九日までの間写手実を貼り継いだまとまりがあったと考えられる。しかし、〔一〇二—〇二〕〔一〇二—〇二〕のみが十二月十日付である。このことから、十二月十日以降の手実については前半期手実（〇三）と同様に案主により一筆にて作成したのだが（一八）、そこに漏れていた十二月十日付で提出された手実二通を〔一七—〇二—〇三〕の前に貼り継いだと考えられる。また、前述のように続々修成巻の時にはすでに現状の〔一〇二〕となっていることから〔一〇二—〇一〕〔一〇二—〇二〕の貼り継ぎの時期が問題となる。しかし、これら二通にも十二月九日付手実と同様に朱筆で「合」と付されていることから、案主により事務帳簿が整理された時期に貼り継がれたと思われる。

〔一〇三〕は装潢手実の貼り継ぎである。ただし、それぞれに「右、造書并校書名（並）注案主帳之」と異筆の書き込みがあることから、装潢の詳しい作業内容は「案主帳」に記し、その総計を案主である阿刀酒主がまとめて写したものと推測される【山下一九九九】。

〔一八〕天平十七年度後半期の手実関連の帳簿。各経師から提出された手実を貼り継いだものではなく、一つの文書にまとめて書き直している点で〔一七〕と異なり、前半期手実（〇三）と同様の体裁をとる。現状でZZ23—5、Z17①、Z28⑩の三カ所に分かれている。

ZZ 23—5は〈7〉紙目と〈8〉紙目、〈9〉紙目と〈11紙目〉の間（10紙目）に白紙が挟まれており、三つの部分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ）に分かれる。よって「二八」は全部でⅠⅤの五つの断簡からなる。このうち「一〇二」は「一〇一—一〇二」端裏に「常并間手実 天平十七年十二月」とあることから、断簡Ⅰが「一八」の巻首に来ると思われる。また、Ⅱ断簡の紙背に「理趣経金剛般若経」とあり、この残画がⅢ断簡左端にみえる。これは統修成巻時の抜きとりによると考えられ、ⅡⅢは接続していた可能性が高い【中林一九九三】。しかし、ⅠおよびⅡⅢとⅣ・Ⅴの接続については確認できない。

これらの断簡は、内容の上から常疏分「一〇二」（ⅠⅤ）と間写分「一〇二」（Ⅴ）の二つに分類される。常疏手実のあとに間写書写分を続けて書くのは、「〇三」と同様の手法である。本目録では、この例にならない、常疏「一〇二」↓間写「一〇二」の順に排列した。

「二七」「一八」の関係について、中林隆之氏は布施申請のための追筆があることから、これらを元々張り継がれていた一連の帳簿として復原している【中林一九九三】。しかし、各経師の手実を貼り継いで帳簿としている「二七」と、案主が作成した手実帳簿である「一八」が本来張り継がれた状態で保管されていたかどうかには疑問が残る。

ただし、「一八—一〇一—一〇二—一〇三—一〇四—一〇五」加良佐土万呂のあとに丈部子虫・山邊千足の記載があるが「兩名」として抹消され、子虫は「一八一—一〇一—一〇二」に、千足は「一七—一〇二—一〇四」に記載があることから、「二七」「一八」は両帳簿をまたいで相互に連動していることがわかる。また、「二七」「一八」あわせて、常疏の手実部分に間写の

内容を書き込んで見用数が記されており（都合：張〈常：張／間：張〉）、これらの記載は「二七」「一八」の内容を合わせて布施支給に備えたものと考えられる。ゆえに接続関係は明らかでないものの、「二七」「一八」が同時に事務処理をされていたことは明らかである。

「一九」間写経の綺緒紙を請求する文書の案文。書きかけの優婆塞貢進文に抹消符をつけて書き始めている。「一六」の紙背にあたるが、「一六」は天平十七年十二月十五日以前に出された写一切経所解の書きかけの案文であり、「一九」は天平十七年十二月二十一日付の文書であることから、貢進文の書きかけの紙の裏に「一六」が書かれ、その裏に貢進文の文字を消して「一九」が書かれたと想定される。

「二〇」難波之時御願大般若経の校正作業を各校生ごとに書き上げたもの。現状は、紙背文書である天平十九年常疏写納并櫃乗次第帳（ZZ 12—4、九—三四三—三四八）と天平十八年二月経疏料紙受納帳（ZZ 37—2、九—六四—六九）によって二つの断簡に分かれている。このうちZZ 12—4の裏面は校帳時の貼り継ぎであるが、ZZ 37—2裏所収部分については、ⅡⅤの三つの断簡に分かれる【榮原一九八五】。Ⅰ断簡には石村熊鷹・紀豊廣・阿刀部宅足の三名、Ⅱ断簡には河内連里人が見える。一方、Ⅲ断簡の前半部分は紙数からみて河内連里人の校正作業内容ではなく、両者は接続しない。故に「一〇五」某人校正手実の記載と考えられる。また、Ⅳ断簡についても、大伴表磨の作業は一紙なので〈3〉紙目で完結する）、〈4〉紙目は「一〇八」某人の校正手実である。「二二—一〇二」によれば、大般若経に関わった校生は八名いるから、「一〇五」「一〇

八)は、志斐麻呂・粟田船守のいずれかであると判断できる。

また、「二〇」は十二月二十五日の年月日記載を持つが、「二二〇一」の布施申請解も同日付である。さらに、「二〇」は校生の氏名の下に異筆で「加(加入)+紙数」の記載があり、この数を足したものが「二二〇一」の布施申請解の紙数と一致する。このことから、榮原氏は、十二月二十五日までで校正作業はすべて終了しておらず、「加」で残りの校正予定数を加えて布施申請をしたと指摘している【榮原一九八五】。

〔二二〕 経疏の書写に関わっている経師の名前を書き上げたもの。天平十八年二月、経疏料紙受納帳によって、現状「二〇〇八」の左に張り継がれている。しかし、内容からみて、「二二」は大般若経校帳の一部ではなく、紙背の経疏料紙受納帳作成時に別の紙片を持ってきて「二〇」に貼り継いで使われたと考えられる。

〔二二〕 各写経事業における布施申請解を貼り継いだ帳簿。〔一〇一〕の右端に継目裏書の「志」が半存しているから同様の布施申請解が張り継がれていたものと考えられる。付箋は〈3〉紙目に「廿一帙二卷」〔二二(未修目録との対応不明)〕、紙目に「廿一ノ九」〔三二(未修目録四三〇「写経所解」に相当)〕、紙目に「四」、〔13〕紙目に「五」とある。

〔二三〕 天平十七年十一月十一日から十九年七月二十六日の日付記載をもつ、未請の間写を書き上げた文書断簡。奥に約五センチの余白があり、途中で記載を放棄したと考えられる。そして、この記載を最後まで書き上げた文書が天平二十年八月二十九日の(a)写一切経所解(野尻目録〇七四)、および(a)を土台として作成された造東大寺司解の写経所側での控えである、裏面の天平二十年九月七

日の(b)造東大寺司解案(野尻目録〇七七)である【野尻二〇〇〇、石上二〇〇六】。〔二三〕は(a)と事書や内容の一部が異なるので、(a)を作成するための前段階の草案の一つであったと考えられる。また、一次文書である大宝二年豊前国仲津郡丁里戸籍は、おもに天平二十年度にその紙背を二次利用されていることが確認され【渡辺一九八六】、このことから〔二三〕は天平二十年九月七日に近い段階で作成された断簡であると判断される。

〔二四〕 天平十六年二月二十三日から十七年四月十五日にかけて写疏所が借用していた経疏を返却する時に作成された写経所解案である。一次文書である豊前国仲津郡丁里戸籍の面に記載されている。天平十七年の日付が見えることから『大日古』では天平十七年度文書として収載したが、〔二三〕との関係を考えると、豊前国戸籍↓〔二三〕↓〔二四〕の順に用いられたと考えられ、天平二十年八月二十九日前の作成である〔二三〕のあとに書かれたものと考えられる。

〔二五〕 〔二二〕によって『大日古』で天平十七年度文書として類収された断簡である。内容は、東大寺への封物価についてであり、断簡最終行に見える「馬来田布(望陀布)」は上総国封戸から出されることになっていた。上総国封戸は天平勝宝二年に施入されるので、本断簡はそれ以降の時期のものと推定される【若井一九八六】。なお〔二二〕と本断簡の接続関係などは判明しない。

〔三〇〕 〔三二〕年次未詳。〔三〇〕に続けて『大日古』は類収するが、写経生ひとりの書写記録を記載した〔三〇〕とは性格が異なり、各写経事業に用いた用紙数を列挙している。〔三〇〕には付箋「廿三帙二卷」とあり、紙継目に「上」と書かれた押紙がある。未修目録との対応関係は判断できない。一方〔三〇〕に書かれた華嚴経・涅槃

槃経・法華経の用紙数は〔三一〕に一致しており、〔三一〕が〔三〇〕の草案段階とも想定できるが、両者で一致しない経典名もあり判然としない。

【参考文献】

- 飯田剛彦「正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平十五年―」
〔東京大学日本史学研究室紀要〕四、二〇〇〇年）
- 飯田剛彦「正倉院事務所蔵『正倉院御物目録』十二（未修古文書目録）」〔正倉院紀要〕一三三～二五、二〇〇一～二〇〇三年）
- 石上英一「古代日本史料の世界」（立教大学東アジア地域環境問題研究所 浦野聡・深津行徳編『古代文字史料の中心性と周縁性』春風社、二〇〇六年）
- 大平聡「写経所手実論序説」〔古代中世史料学研究〕上、吉川弘文館、一九九八年）
- 北村安裕「正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平十六年―」〔東京大学日本史学研究室紀要〕十二、二〇〇八年）
- 栄原永遠男「難波之時御願大般若経について」大阪市史編纂所『大阪の歴史』十六、一九八五年）
- 藺田香融「南都仏教における救済の論理―問写経の研究―」（日本宗教史研究会編『救済とその論理』日本宗教史研究四、法蔵館、一九七四年）
- 中林隆之「優婆塞貢進制度の展開」〔正倉院文書研究〕一、一九九三年）
- 野尻忠「正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平二十年―」（東京大学日本史学研究室紀要）六、二〇〇二年）
- 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」〔福山敏男著作集二 寺院建築の研究〕中 中央公論美術出版、一九八二年、初出は一九三二年）
- 松平年一「福山氏の『奈良朝に於ける写経所に関する研究』に就いて」〔史学雑誌〕四四―四、一九三三年）
- 皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」（日本古文书学会編『日本古文书学論集』三、吉川弘文館、一九八八年、初出は一九六二年）
- 山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九年）
- 若井敏明「造東大寺司の成立について」〔続日本紀研究〕二四三、一九八六年）
- 渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」〔弘前大学国史研究〕八一、一九八六年）
- 渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究―写経機構の変遷を中心に―」（『史学雑誌』九六―八、一九八七年 a）
- 渡辺晃宏「造東大寺司の誕生」〔続日本紀研究〕二四八、一九八七年 b）
- 〔付記〕本目録は、かつて山下信一郎氏が石上英一先生のゼミで報告したものを土台とし、武井による再報告を経た上で作成したものである。したがって山下氏の知見を参考としつつも、文責は武井にあることを明記しておく。

| 作成/発信→受信 | 大 日 古 | 文書の所在 | 次 | 紙背・他の利用 | 備 考 |
|-------------|-------------------|----------------|---|--|-----------------------------|
| (在人→写疏所) | 二四295 | ZZ26-4(9)裏 | 1 | 二次、写経論疏勘出手実帳(天平17.5.10大鳥高人書写分の校正手実、八501) | |
| 写疏所 | 二488 | ZB48② | 1 | 他に「大大論」の文字、人物戯画あり。 左端裏に「合一月料役八十九張写了」とある(未収) | 受紙記録は蜂田在人の4/1~8/23の受紙記録に一致。 |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | 2 | 一次、和泉監正税帳(天平9、二88~89、二90~97) | |
| (成万呂→) 写疏所 | 八545 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 端裏書「從十七年正月一日迄四月卅日経師等手実(并常問共継)」 | 自署あり |
| (廣万呂→) 写疏所 | 八545~546 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (祖足→) 写疏所 | 八545 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (牛甘→) 写疏所 | 八546~547 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (新次→) 写疏所 | 八547 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (息人→) 写疏所 | 八547 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (千足→) 写疏所 | 八548 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (花→) 写疏所 | 八548 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (久比万呂→) 写疏所 | 八549 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署「已知安利房」 |
| (安万呂→) 写疏所 | 八549 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (能善→) 写疏所 | 八549~550 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (廣次→) 写疏所 | 八550 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (嶋足→) 写疏所 | 八550~551 | S14③裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (大名→) 写疏所 | 八551 | S14③~②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署「大魚」 |
| (久治万呂→) 写疏所 | 八551 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (白万呂→) 写疏所 | 八552 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (建万呂→) 写疏所 | 八552 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (益万呂→) 写疏所 | 八552~553 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (廣足→) 写疏所 | 八553 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (佐比止→) 写疏所 | 八553 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (廣万呂→) 写疏所 | 八554 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (在人→) 写疏所 | 八554 | S14②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (高人→) 写疏所 | 八555 | S14②~①裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (万君→) 写疏所 | 八555 | S14①裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署あり |
| (惠万呂→) 写疏所 | 八555~556 | S14①裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |
| (蟻石→) 写疏所 | 八556 | S14①裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | 自署「安利房」 |
| 写疏所 | 八556~557、二434~435 | S14①裏、S13⑤(2)裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳 | |

| 文書番号 | 文書名 | 年月日 | 期間／作成 | 写経事業 | 文書機能・内容 |
|------|------------|-----------------|-------------|-------|-----------------|
| 01 | 写経用紙勘定文案 | 類収(天平17.3.27以降) | ～17.5.10以前? | 常疏 | 常疏本用紙の記録 |
| 02 | 写経受紙文案 | 類収(天平17.4頃?) | ～17.8.23? | 常疏 | 経師への受紙記録案 |
| 03 | 経師等手実案帳 | 天平17.5.10 | 作成 | 常疏・問写 | 経生・装潢・校生の作業記録案 |
| -01 | 忍坂成万呂手実案 | 天平17.5.10 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -02 | 安曇廣万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -03 | 大鳥祖足手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -04 | 達沙牛甘手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -05 | 忍海新次手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -06 | 阿刀息人手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -07 | 山邊千足手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -08 | 山部花手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -09 | 志紀久比万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -10 | 葛野安万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -11 | 古能善手実案 | 天平17.5.10 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -12 | 忍海廣次手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -13 | 雀部嶋足手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -14 | 錦部大名手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -15 | 茨田久治万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -16 | 既母辛白万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -17 | 既母辛建万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -18 | 鳥取益万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -19 | 建部廣足手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -20 | 弓削佐比止手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -21 | 王廣万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -22 | 蜂田在人手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -23 | 大鳥高人手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -24 | 難万君手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -25 | 角惠万呂手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -26 | 已知蟻石手実案 | 天平17.5.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| -27 | 装潢校生問写経生文案 | 天平17.5.10 | 作成 | 常疏・問写 | 校生・装潢・問写経生の作業報告 |

| | | | | | |
|------------------|-----------|-----------------|---|--------------------------------------|---|
| 写疏所 | 八585～588 | S20③裏 | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一221～227) | 往来軸(右軸)「勘題帳」(表)「勘題帖」(裏)[中倉22～50] |
| | 九140～142 | S21⑧裏 | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一246～248) | |
| | 九263～265 | ZZ23-5(35)～(36) | 2 | 墨界あり、「大般若波羅密多經諸 若者位少」((36)紙裏、未収) | |
| | 二三162～163 | Z8⑨裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一200～201) | |
| | 九265～266 | ZZ23-5(37)～(38) | 2 | 一次、大般若經写経文((37)紙目、天平20.3.1、十173) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 八559～560 | ZZ44-10(24) | 1 | | 二439～440と重複。付箋に「廿三」「第十五帙第七卷」とあり。未修目録240「一枚」 |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | | | |
| 写疏所 | 八560～564 | S20②裏 | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一227～234)、継目裏書「志」 | |
| | 八573～575 | S25④裏 | 2 | 一次、御野国山方郡三井田里戸籍(大宝2、一53～56)、継目裏書「志」 | |
| | 二四352～353 | ZB46⑤裏 | 2 | 写経破紙(未収)、継目裏書「志」 | |
| | 二四353 | ZZ37-9(10) | 1 | 継目裏書「志」 | 付箋「廿三帙一卷」とあり。未修目録442「十二枚」に相当か? |
| 写疏所 | 九332～334 | S21②裏 | 2 | 一次、下総国倉麻郡意布郷戸籍(養老5、一292～294) | |
| | 九335 | S21①裏 | 2 | 一次、下総国倉麻郡意布郷戸籍(養老5、一295～296) | |
| | 九336 | S27⑥裏 | 2 | 一次、越前国正税帳(天平2、未収) | |
| | 九336～337 | S4①裏 | 2 | 一次、大根申請文(天平17、二421～423) | |
| | 二718～719 | S4⑥裏 | 2 | 一次、大根申請文(天平17、二478～479) | |
| | 二四419 | S4④裏 | 2 | 一次、大根申請文(天平17、二416) | |
| | 二四420～421 | S1⑩裏 | 2 | 一次、大根申請文(天平17、二411～412) | |
| | 三32～34 | Z7⑤裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一185～187) | |
| | 三104～105 | S18③裏 | 2 | 一次、駿河国正税帳(天平10、二122～123) | |

| | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|-------|---------------------|
| 04 | 題疏勘定帳 | 天平17.5.21 | ～勝宝3.12.10 | 常疏・問写 | 題書作業記録 |
| 05 | 雑物検納文 | 天平17.5.21 | 作成 | — | 装潢に必要な雑物の 検納について |
| 06 | 問写充紙帳 | 天平17.5.25～ | | 問写 | 問写経書写の充紙帳簿 |
| -01 | 問写充紙帳 | 天平17.5.25～ | ～18.8.19? | 問写 | 問写経書写の充紙帳簿 |
| -02 | 問写充紙帳 | 天平19.2.2 | ～勝宝7.5 | 問写 | 問写経書写充紙帳簿 |

| | | | | | |
|-------------------|-----------|-----------------|---|------------------------------|---------------------------------------|
| | 十554～555 | ZZ34-6(1) | 1 | 「未」(未収) | |
| | | ZZ34-6(2) | 2 | 一次、写疏奉請注文(天平19年?、九641) | |
| | 十651～652 | S42②裏 | 2 | 一次、豊後国正税帳(天平9、二51～52) | |
| | 十556～588 | ZZ34-6(3) | 1 | | 付箋「十九ノ一」未修目録306「二十二枚」に相当 |
| | | ZZ34-6(4) | 2 | 一次、裝潢玉祖公麻呂手実(天平19.6.2、二四411) | |
| | | ZZ34-6(5)～(10) | 1 | | |
| | | ZZ34-6(11) | 2 | 一次、造東大寺司請経文(勝宝4.12.26、十二386) | |
| | | ZZ34-6(12)～(25) | 1 | 〈14〉紙目に裏書「八/六十張」(十566) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 各文書参照 | 各文書参照 | | | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 二454 | S13②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳(天平9、二78～79) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 二455 | S13②裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳(天平9、二78～79) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 各文書参照 | 各文書参照 | | | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 八567～569 | S20④裏 | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一234～237) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 八569～571 | S21④裏 | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一240～243) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 八571～573 | S25②裏 | 2 | 一次、御野国山方郡三井田里戸籍(大宝2、一50～52) | |
| (手麻呂→) 写疏所 | 二四306 | ZZ23-4(61) | 1 | | |
| — | 二四306 | ZZ26-5(16)裏 | 1 | 二次、間校帳(天平15.5～、八208～209) | |
| 金光明寺造物所 | 二四315～316 | ZZ47-5(3)〈4〉 | 1 | 二次、丹裏文書。一次面に「中一斤大」(未収)とあり。 | |
| 写疏所 | 八576 | ZZ15-1(11) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.12.5) | |
| 写疏所→金光明寺造物所政所→写疏所 | 八578 | ZZ4-1(1) | 1 | | 付箋「四十ノ九」未修目録1009「一枚」。往来軸「間紙納帳」(表裏同文) |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 八582～584 | ZZ41-4(1)～(3) | 1 | 端裏書「仏工等数申上事」「経師等布施文」とあり | 〈1〉紙目に付箋「廿二ノ三」未修目録435「三枚」、〈3〉紙目に付箋「一」 |

| | | | | | | |
|----|-------------|-------------|----|-----------------|-----------------------|--|
| | | | | | | |
| 07 | 問写経文案 | 天平17.6.17～ | 作成 | 問写 | 問写の作業報告 | |
| | -01 問写経文案 | 天平17.6.17 | 作成 | 問写（法華経、薬師経、千手経） | 問写経の作業報告 | |
| | -02 問写経文案 | 天平17.6.17？ | — | 問写（菩薩善戒経） | 問写経の作業報告 | |
| 08 | 写疏所解案継文 | 天平17.6～ | 作成 | 常疏？ | 各文書参照 | |
| | -01 写疏所解案 | 天平17.6.29 | 作成 | | 六月の写疏所の行事報告 | |
| | -02 写疏所解案 | 天平17.8.1 | 作成 | | 七月の写疏所の行事報告 | |
| | -03 写疏所解案 | 天平17.9.2 | 作成 | | 八月の写疏所の行事報告 | |
| 09 | 古乎麻呂写六卷鈔手実 | 天平17.8.4？ | 作成 | 問写（六卷鈔） | 写経手実 | |
| 10 | 古乎麻呂写六卷鈔手実案 | — | — | 問写（六卷鈔） | 写経手実 | |
| 11 | 種々収納銭文 | 天平17.8.25以前 | 作成 | — | 金光明寺造物所に納入された銭についての記録 | |
| 12 | 櫃納経疏道具目録 | 天平17.9.26 | 作成 | 常疏・問写 | 写経関係道具類の出納報告 | |
| 13 | 大般若経料納紙帳 | 天平17.10.30 | 作成 | 大般若経 | 大般若経書写のための料紙受納記録 | |
| 14 | 写経所解案 | 天平17.12.1 | 作成 | 問写？ | 布施申請解 | |

| | | | | | |
|----------------------|-----------|-----------------|---|--|-----------------------------|
| 写疏所 | 二四321~322 | ZZ19-5(11)裏 | 1 | 二次、古乎麻呂常疏手実 〔一七—〇—一〇九〕天 平17.12.9、八605) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物 所政所) | 十五97~98 | ZZ42-4(14)裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進文、三次、 写疏所請綺緒紙解案(天 平17.12.21、〔一九〕)、四 次、一切経目錄返送文案 (十五98) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物 所政所) | 各文書参照 | 各文書参照 | | | |
| 廣次→写疏所 | 八601~602 | ZZ19-5(1) | 1 | 端裏「十七年十二月手実」 | 付箋「廿九ノ七」未修目錄 669「廿二枚」 |
| 千足→写疏所 | 八602 | ZZ19-5(2) | 1 | | |
| 浄麻呂→写疏所 | 八602 | ZZ19-5(3)~(4) | 1 | | |
| 花万呂→写疏所 | 八603 | ZZ19-5(5) | 1 | | |
| 久比麻呂→写疏所 | 八603 | ZZ19-5(6)~(7) | 1 | | |
| 建麻呂→写疏所 | 八604 | ZZ19-5(8) | 1 | | |
| 大魚→写疏所 | 八604 | ZZ19-5(9) | 1 | | |
| 生人→写疏所 | 八604~605 | ZZ19-5(10) | 1 | | |
| 乎万呂→写疏所 | 八605 | ZZ19-5(11) | 2 | 疏紙装潢文〔一五〕 | |
| 廣麻呂→写疏所 | 八605~606 | ZZ19-5(12)~(13) | 1 | | |
| 嶋守→写疏所 | 八606 | ZZ19-6(14)~(15) | 1 | | |
| 牛養→写疏所 | 八606~607 | ZZ19-5(16) | 1 | | |
| 久治麻呂→写疏所 | 八607 | ZZ19-5(17) | 1 | | |
| 小東人→写疏所 | 八607~608 | ZZ19-5(18) | 1 | | |
| 成万呂→写疏所 | 八608 | ZZ19-5(19) | 1 | | |
| 白麻呂→写疏所 | 八608~609 | ZZ19-5(20) | 1 | | |
| 馬養→写疏所 | 八609 | ZZ19-5(21) | 1 | | |
| 廣立→写疏所 | 八609 | ZZ19-5(22) | 1 | | 異筆「右経師等手実、並一 切経内疏」 |
| 張人→写疏所 | 八610 | ZZ19-5(23) | 1 | | 付箋「廿九ノ六」〔■〕未修 目錄668「十三枚」 |
| 老人→写疏所 | 八610 | ZZ19-5(24) | 1 | 裏「老人」(八610) | |
| 廣次→写疏所 | 八611 | ZZ19-5(25) | 1 | 端裏書「十七年十二月手 実」、奥裏書「廿六帙二卷 用紙十七枚」 | |
| 千足→写疏所 | 八611 | ZZ19-5(26) | 1 | | |
| 久比麻呂→写疏所 | 八612 | ZZ19-5(27) | 1 | | |
| 廣足→写疏所 | 八612 | ZZ19-5(28) | 1 | | |
| 久治麻呂→写疏所 | 八612~613 | ZZ19-5(29) | 1 | | |
| 嶋守→写疏所 | 八613 | ZZ19-5(30) | 1 | | |
| 乎万呂→写疏所 | 八613 | ZZ19-5(31) | 1 | | |
| 建麻呂→写疏所 | 八614 | ZZ19-5(32) | 1 | 端裏書「充屯万呂」(八 614) | 異筆「右手実、間写」 |

| | | | | | | |
|----|-----|--------------|--------------|----|-------|-------------------|
| 15 | | 疏紙装潢文 | 天平17.12.7以前 | 作成 | 常写・間写 | 治田石麻呂の造紙に関する記述の草案 |
| 16 | | 写一切経所解案 | 天平17.12.15以前 | 作成 | 常写・間写 | 布施申請解 |
| 17 | | 経師等手実帳 | 天平17.12.16 | 作成 | 常疏・間写 | 天平17年度後半の経師等の手実帳 |
| | -01 | -01 忍海廣次手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -02 山邊千足手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -03 漢浄麻呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -04 山部花万呂手実 | 天平17.12.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -05 志紀久比麻呂手実 | — | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -06 既母建麻呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -07 鋪大魚手実 | 天平17.12.7 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -08 呉原生人手実 | 天平17.12.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -09 古乎万呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -10 安曇廣麻呂手実 | 天平17.12.7 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -11 丸部嶋守手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -12 達沙牛養手実 | 天平17.12.7 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -13 茨田久治麻呂手実 | 天平17.12.7 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -14 鬼室小東人手実 | 天平17.12.7 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -15 忍坂成万呂手実 | 天平17.12.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -16 既母白麻呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -17 余馬養手実 | 天平17.12.8 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | | -18 武丘廣立手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 常疏 | 写経手実 |
| | -02 | -01 尾張張人手実 | 天平17.12.10 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -02 高市老人手実 | 天平17.12.10 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -03 忍海廣次手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -04 山部千足手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -05 志紀久比麻呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -06 建部廣足手実 | 天平17.9.8 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -07 茨田久治麻呂手実 | 天平17.9.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -08 丸部嶋守手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -09 古乎万呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | | -10 既母建麻呂手実 | 天平17.12.9 | 作成 | 間写 | 写経手実 |

| | | | | | |
|-----------------|-------|------------|---------------|---|--|
| 犬→写疏所 | 八614 | ZZ19-5(33) | 1 | | |
| 少廣→写疏所 | 八614 | ZZ19-5(33) | 1 | | |
| 廣公→写疏所 | 八615 | ZZ19-5(34) | 1 | | |
| 石(麻呂)→写疏所 | 八615 | ZZ19-5(35) | 1 | | |
| 忍人→写疏所 | 二481 | Z45④ | 1 | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 各文書参照 | 各文書参照 | 1 | | |
| (老人→)写疏所 | 八616 | I | ZZ23-5(1) | 1 | 端裏書「常并間手実 天平十七年十二月」 |
| (佐人→)写疏所 | 八616 | | ZZ23-5(2) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八135~136) |
| (万君→)写疏所 | 八617 | | ZZ23-5(2) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八135~136) |
| (惠万呂→)写疏所 | 八617 | | ZZ23-5(2) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八135~136) |
| (息人→)写疏所 | 八617 | | ZZ23-5(2) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八135~136) |
| (蟻石→)写疏所 | 八618 | | ZZ23-5(3) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.15、八134~135) |
| (能善→)写疏所 | 八618 | | ZZ23-5(3) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.15、八134~135) |
| (廣万呂→)写疏所 | 八618 | | ZZ23-5(4)~(5) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(二四304)、優婆塞貢進解(天平14.11.15、八134~135) |
| (廣足→)写疏所 | 八619 | | ZZ23-5(6) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.15、八134~135) |
| (屯万呂→)写疏所 | 八619 | | ZZ23-5(6) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.15、八134~135) |
| (安万呂→)写疏所 | 八619 | | ZZ23-5(7) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.12.9、八153~154) |
| (子虫→)写疏所 | 八619 | | ZZ23-5(7) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.12.9、八153~154) |
| (足嶋→)写疏所 | 八620 | | ZZ23-5(7) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.12.9、八153~154) |
| (新次→)写疏所 | 八620 | | ZZ23-5(7) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.12.9、八153~154) |
| (佐土万呂→)写疏所 | 八621 | II | ZZ23-5(11) | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.15、八136~137) |
| (在人→)写疏所 | 二四394 | III | Z28⑩裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進解(二四298~299) |
| (廣國→)写疏所 | 二四394 | | Z28⑩裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進解(二四298~299) |
| (高人→)写疏所 | 二四319 | IV | Z17①裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.17、二318~319) |
| (酒主→)写疏所 | 二四319 | | Z17①裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14.11.17、二318~319) |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----------|--------------|----|-------|------------------|
| -03 | -01 | 秦犬手実 | (天平17.12.15) | 作成 | 常疏 | 装潢手実 |
| | -02 | 秦少廣手実 | 天平17.12.15 | 作成 | 常疏・間写 | 装潢手実 |
| | -03 | 齒部廣公手実 | 天平17.12.15 | 作成 | 常疏 | 装潢手実 |
| | -04 | 治田石(麻呂)手実 | 天平17.12.7 | 作成 | 常疏 | 装潢手実 |
| | -05 | 能登忍人手実 | 天平17.12.15 | 作成 | 常疏・間写 | 装潢手実 |
| 18 | | 経師等手実案帳 | | 作成 | 常疏・間写 | 天平17年度後半の経師等の手実帳 |
| -01 | -01 | 高市老人手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -02 | 弓削佐人手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -03 | 難万君手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -04 | 角恵万呂手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -05 | 阿刀息人手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -06 | 己知蟻石手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -07 | 古能善手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -08 | 王廣万呂手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -09 | 建部廣足手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -10 | 民屯万呂手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -11 | 葛野安万呂手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -12 | 丈部子虫手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -13 | 阿刀足嶋手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -14 | 忍海新次手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -15 | 加良佐土万呂手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -16 | 蜂田在人手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -17 | 大友廣國手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -18 | 大鳥高人手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |
| | -19 | 阿刀酒主手実案 | — | 作成 | 常疏・間写 | 写経手実 |

| | | | | | | |
|------------------|----------|-----|------------|------------|--|---|
| (益万呂→) 写疏所 | 二四320 | | Z17①裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14. 11. 17、二318～319) | |
| (能善→) 写疏所 | 八620 | V | ZZ23-5<8> | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14. 11. 14、八133～134) | |
| (息人→) 写疏所 | 八620 | | ZZ23-5<8> | 2 | 一次、優婆塞貢進解(天平14. 11. 14、八133～134) | |
| (廣足→) 写疏所 | 八621 | | ZZ23-5<9> | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八137～138) | |
| (万君→) 写疏所 | 八621 | | ZZ23-5<9> | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八137～138) | |
| (新次→) 写疏所 | 八621 | | ZZ23-5<9> | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八137～138) | |
| (在人→) 写疏所 | 八621 | | ZZ23-5<9> | 2 | 一次、優婆塞貢進解(八137～138) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 八590～591 | | | ZZ42-4<14> | 3 | 一次、優婆塞貢進文、二次、写一切経所解案(〔一六〕)、四次、一切経目錄返送文案(十五98) |
| 写疏所 | 各文書参照 | | 各文書参照 | | | |
| (熊鷹→) 写疏所 | 八591～593 | I | ZZ12-4<3>裏 | 1 | 二次、常疏写納并櫃乗次第帳(天平19. 3. 7、九343～348) | |
| (豊廣→) 写疏所 | 八593～595 | | ZZ12-4<2>裏 | 1 | 二次、常疏写納并櫃乗次第帳(天平19. 3. 7、九343～348) | |
| (宅足→) 写疏所 | 八595～597 | | ZZ12-4<1>裏 | 1 | 二次、常疏写納并櫃乗次第帳(天平19. 3. 7、九343～348) | |
| (里人→) 写疏所 | 八597 | II | ZZ37-2<5>裏 | 1 | 二次、経疏料紙受納帳(天平18. 2～天平19. 8. 16、九64～69) | |
| (某人→) 写疏所 | 八598 | III | ZZ37-2<4>裏 | 1 | 二次、経疏料紙受納帳(天平18. 2～天平19. 8. 16、九64～69) | |
| (酒主→) 写疏所 | 八598 | | ZZ37-2<4>裏 | 1 | 二次、経疏料紙受納帳(天平18. 2～天平19. 8. 16、九64～69) | |
| (表磨→) 写疏所 | 八598～600 | | ZZ37-2<3>裏 | 1 | 二次、経疏料紙受納帳(天平18. 2～天平19. 8. 16、九64～69) | |
| (某人→) 写疏所 | 八600 | IV | ZZ37-2<2>裏 | 1 | 二次、経疏料紙受納帳(天平18. 2～天平19. 8. 16、九64～69) | |
| 写疏所? | 八600～601 | | ZZ37-2<1>裏 | 1 | 二次、経疏料紙受納帳(天平18. 2～天平19. 8. 16、九64～69) | |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----------|---------------|------------|-------|-----------------------|
| | -20 | 鳥取益万呂手実案 | — | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| -02 | -01 | 古能善手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| | -02 | 阿刀息人手実案 | 天平17.12.15 | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| | -03 | 建部廣足手実案 | 天平17.12.15 | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| | -04 | 難万君手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| | -05 | 忍海新次手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| | -06 | 蜂田在人手実案 | 天平17.12.10 | 作成 | 常疏・問写 | 写経手実 |
| | 19 | | 写疏所請綺緒紙解案 | 天平17.12.21 | 作成 | 問写 |
| 20 | | 大般若経校帳 | (天平17.12.25) | 作成 | 大般若経 | 大般若経の校正作業に関わった経生の作業報告 |
| | -01 | 石村熊鷹校正手実 | 天平17.12.25 | 作成 | 大般若経 | 石村熊鷹の校正作業報告 |
| | -02 | 紀豊廣校正手実 | (天平17.12.25?) | 作成 | 大般若経 | 紀豊廣の校正作業報告 |
| | -03 | 阿刀部宅足校正手実 | (天平17.12.25?) | 作成 | 大般若経 | 阿刀部宅足の校正作業報告 |
| | -04 | 河内連里人校正手実 | (天平17.12.25?) | 作成 | 大般若経 | 河内連里人の校正作業報告 |
| | -05 | 某人校正手実 | 天平17.12.25 | 作成 | 大般若経 | 某人の校正作業報告 |
| | -06 | 阿刀酒主校正手実 | 天平17.12.25 | 作成 | 大般若経 | 阿刀酒主の校正作業報告 |
| | -07 | 大伴表磨校正手実 | (天平17.12.25?) | 作成 | 大般若経 | 大伴表磨の校正作業報告 |
| | -08 | 某人校正手実 | 天平17.12.25 | 作成 | 大般若経 | 某人の校正作業報告 |
| 21 | | 経疏師注文 | — | — | — | 某写書事業に関わった経疏師を列記 |

| | | | | | |
|------------------|-----------|-----------------|---|--|----------------------------|
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 各文書参照 | 各文書参照 | | | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 二482~487 | S30①裏 | 2 | 一次、出雲国計会帳(天平6、一587~592) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 九137~138 | ZZ41-4<4> | 1 | | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 九138~139 | ZZ41-4<4> | 1 | | 付箋「廿一帙二卷」[二] |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 九134~136 | Z13③裏 | 2 | 一次、山背国綴喜郡大住郷隼人計帳(一648~651) | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 九176~177 | ZZ41-4<6> | 2 | 一次、阿刀酒主啓(二四291) | 付箋「廿一ノ九」[三]未修目録430 |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 九294~299 | ZZ41-4<7>~<9> | 1 | | |
| 写疏所 (→金光明寺造物所政所) | 九250~254 | ZZ41-4<10>~<14> | 2 | 1次、写経所解案(天平18.6.29、九241~244)、写経所解案(天平18.7.1、九246~249) | 付箋(11)紙目に「四」、(13)紙目に「五」 |
| 写疏所 | 八582 | Z8①裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一202~203)、三次、写一切経所牒案(天平17.4.15以降、八542) | |
| 写疏所 (→平撰大徳所) | 八542 | Z8① | 3 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一202~203)、二次、問写経并疏未請注文、(二三) | |
| 造東大寺司 | 二四316~318 | ZZ47-5<1><2> | 1 | 二次、丹裏文書。一次面に「中一斤大」(未取)とあり。 | |
| | 二四322 | ZZ37-9<47>裏 | ? | 民長麻呂解(天平9類収、二27) | |
| | 二四322~323 | ZZ27-4<52> | 1 | | 付箋「廿九」[四十三ノ七]未修目録1109「一枚」。 |
| (張人→) 写疏所 | 二四324~326 | ZZ23-4<71> | 1 | | |
| | 二四318~319 | ZZ16-2裏 | 1 | | |
| | 二四296 | ZZ37-9<40> | 1 | | 付箋「廿三帙二卷」[卅二]「上」の押紙あり |
| | 二四296~297 | ZZ23-4<93> | 1 | | |

| | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------------|----|--------------------|---------------------|
| 22 | 写経所解案帳 | 天平17.12.25～ | | 問写 | 布施申請解 |
| -01 | 大般若経布施申請解案 | 天平17.12.25 | 作成 | 問写(大般若経) | 布施申請解 |
| -02 | 法華経布施申請解案 | 天平18.3.16 | 作成 | 問写(法華経二部十六卷) | 布施申請解 |
| -03 | 仁王経布施支給文案 | 天平18.3.18 | 作成 | 問写(仁王経) | 布施申請解 |
| -04 | 法華経布施申請解案 | 天平18.3.14 | 作成 | 問写(法華経十部八十卷) | 布施申請解 |
| -05 | 多心経布施申請解案 | 天平18.4.15 | 作成 | 問写(多心経) | 布施申請解 |
| -06 | 金字最勝王経布施申請解案 | 天平18.10.17 | 作成 | 問写(金字最勝王経) | 布施申請解 |
| -07 | 金光明寺写経所解案 | 天平18.7.2 | 作成 | 問写(薬師経・八敬六念経・四分戒本) | 布施申請解 |
| 23 | 問写経并疏未請文 | 天平17.11.11以降 (作成は天平20.9.7頃か) | — | 問写 | 問写についての記録 |
| 24 | 写一切経所牒案 | 天平17.4.15以降(作成は天平20.9.7以降か) | — | 常疏・問写 | 平撰大徳への借用経の返却 |
| 25 | 種々収納銭文 | 類収(勝宝2年以降か) | 作成 | — | 造東大寺司に納入された銭についての記録 |
| 26 | 装潢紙注文 | 類収 | | — | 造紙状況に関する報告 |
| 27 | 装潢紙注文 | 類収 | | — | 造紙状況に関する報告 |
| 28 | 尾張張人写経手実 | 類収 | | — | 尾張張人の作業報告 |
| 29 | 校経未正文 | 類収 | | | 未校正の分の経生の書き出し |
| 30 | 経本并用紙注文 | 類収 | | 新華嚴経など | 各経典の用紙数を記す |
| 31 | 経本并用紙注文 | 類収 | | 新華嚴経など | 各経典の用紙数を記す |